

# 国保だより

—3月・7月・10月の年3回発行—

福島市国民健康保険

健康づくり号No.96

(平成30年1月末日現在)

国保世帯数 36,788世帯

被保険者数 57,953人

国民健康保険についての  
問い合わせは  
福島市役所国保年金課へ  
電話 525-3735  
525-3773

## 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

### 【平成30年4月から変わること】

#### ●資格の取得・喪失は都道府県単位になります

同じ都道府県内であれば、ほかの市町村に引っ越した場合でも、加入者の資格は継続します。ただし、資格は継続しますが、被保険者証は転居後の市町村で改めて交付します。

#### ●高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、 加入者の負担が軽減されます

同じ都道府県内であれば、ほかの市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当が通算されます。

※多数回該当とは、過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

### 【平成30年4月以降も変わらないこと】

#### ●保険税の納付先や、各種申請・届出などの窓口

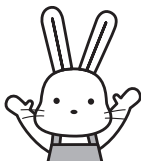
財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わりません。被保険者証の交付や保険税の納付方法、保険給付の申請、各種届出の窓口はこれまでどおりとなります。

なお、現在お持ちの被保険者証は、有効期間満了までそのままご使用いただけます。

#### 窓口はお住まいの市町村

- 保険税の納付
- 保険給付等の申請
- 資格取得・喪失等の届出

加入者



福島市



- 納付金の納付

福島県



- 保険給付に必要な  
費用の交付

- 被保険者証の交付
- 保険税の賦課
- 保険給付

— 国保は、加入者のみなさんによる「助け合い」の制度です —

## 福島市民に多い「心筋梗塞」を予防しましょう

福島市民は、急性心筋梗塞で亡くなる方が、H23～27年標準化死亡比でみると**男性2.37 女性2.04(全国を1とする)**と非常に高くなっています。

心筋梗塞は、「血管がつまる(閉塞)」ことで起きます。

血管につまる物は、プラークと呼ばれ、脂質の塊(かたまり)です。

心筋梗塞を起こしやすい人の代表は、

① 高LDLコレステロール血症

※遺伝(家族)性の場合が多い

LDLコレステロール180mg/dl以上で、

1) 家族にLDLコレステロールが高い人がいる

または

2) 中性脂肪も高い



治療(内服)が必要です

② 内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)

もしくは、糖尿病

※食べすぎ、運動不足が要因

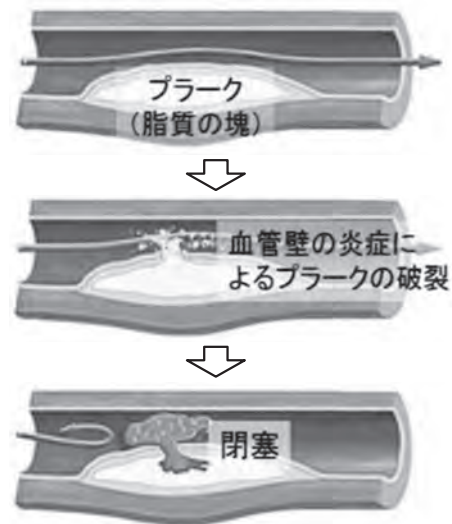


生活の改善が大切です

心筋梗塞全体の  
20～25%

心筋梗塞全体の  
50～70%

心筋梗塞発生の機序



①②ともに、特定健康診査を受診することで確認できます。

②の生活改善のため、特定保健指導や栄養相談事業をご利用ください。

## 柔道整復師の施術を受けられる方へ

### 被保険者証が使えるのはどんなとき

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)の施術を受けた場合に保険の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。

### 施術を受けるときの注意

- ① 負傷原因を正しく伝えましょう。
- ② 同一の負傷について同時期に整形外科の治療と重複して施術を受けた場合は、全額自己負担となります。
- ③ 領収書は必ずもらいましょう。
- ④ 被保険者証が使える場合「療養費支給申請書」をよく確認して、署名または捺印をしましょう。

## 交通事故等で健康保険を使用する場合は、必ず「傷病届」を提出しましょう

自動車事故等の第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を国民健康保険が立て替えて支払うこととなります。その後、加害者に対して国民健康保険が給付した費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに提出をお願いします。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

## 平成30年度 国民健康保険税の年金からのお支払い(特別徴収)について

新たに年齢等の要件を満たした方は、4月より平成30年度分国民健康保険税の年金からのお支払い(特別徴収)が始まります。新たに対象になった方には、「仮徴収額決定兼特別徴収開始通知書」をお送りしますので、内容をご確認ください(要件は平成29年度納税通知書4ページ裏面をご参照ください)。

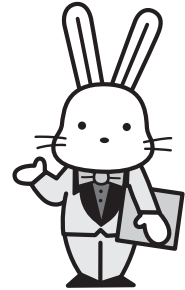
また、特別徴収対象の方は、口座振替でのお支払いに変更することができます。随時受付けておりますので、金融機関で口座振替の手続き後、「納付方法変更申出書」をご提出ください。



## 非自発的失業者に係る軽減措置について

会社の倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)により職場の健康保険などを脱退し、国民健康保険に加入された方に対する軽減制度があります。次のすべての条件を満たす方が対象です。

- ・失業した時点で65歳未満の方
  - ・雇用保険法に規定する「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」
- 申告方法など詳しくは国保年金課 国保資格係までお問い合わせください。



## 【こんなときは届け出を】14日以内の届け出をお願いします

	こんなとき	届け出に必要なもの
保険の変更	退職などで職場の健康保険をやめたとき、または扶養でなくなったときで、 <b>国保に入るとき</b>	健康保険の資格喪失証明書、印かん
	就職などで職場の健康保険に入るとき、または扶養になったときで、 <b>国保をやめるとき</b>	国保と健康保険の被保険者証(全員分)、印かん
住所などの変更	前住所地で国保に加入していた方が、福島市に転入してきたとき	前住所地の転出証明書、本人確認書類(※)、印かん
	福島市から転出するとき	国保の被保険者証、本人確認書類(※)、印かん
	修学のため福島市から転出するとき	国保の被保険者証、在学証明書、本人確認書類(※)、印かん
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国保の被保険者証、本人確認書類(※)、印かん

※被保険者証の即日交付をご希望の場合は、ご本人であることを確認できるもの(運転免許証、パスポート、その他顔写真の貼付がある官公署が発行した免許証等)をお持ちください。代理人の届出の場合は郵送となります。

- ★70歳から74歳の方は、高齢受給者証もお持ちください。
- ★受付は、**市役所1階総合窓口**、または**各支所・出張所**となります。
- ★ご不明な点は、電話でお問い合わせください。



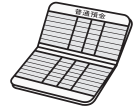
【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

— 被保険者証は国保加入者の証明書です —

## 国保税の納付は便利で確実な口座振替で！

**便利**……納期ごとに金融機関に出向く必要がありません！

**確実**……納め忘れがありません！（納期前に残高をご確認ください）



### 【申込場所】

#### 1 金融機関窓口

- 1) 取扱店舗 福島市内に店舗を持つ金融機関
- 2) 申込方法 口座振替依頼書を提出（市内の金融機関に備え付けのものがあります）
- 3) 必要なもの ①通帳 ②納税通知書 ③届出印

#### 2 市役所窓口（納税課、国保年金課、各支所・出張所）では、ペイジー口座振替受付が可能です。

- 1) 対応店舗 東邦銀行 常陽銀行 秋田銀行 荘内銀行  
大東銀行 福島信用金庫 東北労働金庫 ゆうちょ銀行
- 2) 申込方法 キャッシュカードを通して、暗証番号を入力するだけです。  
（お申込みできるのは口座名義人ご本人です）
- 3) 必要なもの ①キャッシュカード ②本人確認できるもの（運転免許証、国民健康保険被保険者証等）  
③納税通知書

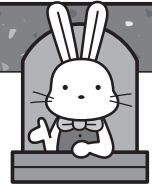


【お問い合わせ】 納税課納税管理係 ☎525-3717

## 納付が難しいときはご相談を

納付が困難なときは、納税課窓口で納税相談を随時受付しています。  
早めにご来庁のうえご相談ください。

【お問い合わせ】 納税課納税第1～第3係 ☎535-1111（内線2479～2492）



## 後期高齢者医療制度について

### ◇一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方は

・一定の障がい（※）がある65歳以上74歳以下の方のうち、県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、この制度に加入することができます。事前に加入手続きが必要です。ご相談ください。

※一定の障がいとは

- 身体障害者手帳の等級が1～3級及び4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級
- 療育手帳の障がいの程度が重度A
- 国民年金（障害年金）証書の等級が1・2級

### ◇被保険者証をなくされたとき、破損して使えなくなったときは

・再交付のお手続きが必要です。

### ◇入院など高額な医療費の支払いが見込まれるときは

・住民税非課税世帯に該当される方（※）は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「限度額証」）の交付申請をしてください。  
「限度額証」を医療機関の窓口に表示することにより、支払額が自己負担限度額以内となります。

※住民税課税世帯の方は、「限度額証」の交付申請は不要です。  
（窓口に被保険者証を提示するだけで限度額以内の支払いとなります。）

お手続きは、  
国保年金課または  
最寄の支所・出張所で

※必要な物  
・印かん  
・本人確認書類  
・個人番号確認書類  
（個人番号通知カード等）

### ◇「還付金詐欺」にご注意ください！

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多数発生しています。

- ・不審な電話が来た場合、「警察に通報する」と相手に伝え、すぐに電話を切りましょう。
- ・不審な訪問者が来た場合は、絶対にキャッシュカードや被保険者証、通帳などは渡さないでください。

あやしいと感じたら…福島市消費生活センター（522-5999）へご相談を

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724

